

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護停止決定処分及び保護廃止決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対して、令和 4 年 3 月 9 日付けの保護停止決定通知書（以下「本件処分 1 通知書」という。）により行った保護停止決定処分（以下「本件処分 1」という。）及び同月 2 9 日付けの保護廃止決定通知書（以下「本件処分 2 通知書」という。）により行った保護廃止決定処分（以下「本件処分 2」といい、本件処分 1 と併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

指示に従がわなだけで取り消しや、2 月中にコロナが 2 万人に増加して〇〇区役所に行けませんでした。老人に高れい者に移したりするので、指示に従がいませんでしたので、上記の処分は、不当である。

第 4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法４５条２項の規定を適用して、いずれも棄却すべきである。

第５ 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和５年 １月２４日	諮問
令和５年 ３月１３日	審議（第７６回第３部会）
令和５年 ４月１１日	審議（第７７回第３部会）

第６ 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

１ 法令等の定め

(１) 保護の補足性・基準・種類

法４条１項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法８条１項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法１１条１項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日付厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第１０が、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と次官通知第８によって認定した収入との対比によって決定するとしていることからすると、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場

合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 保護の停止・廃止

法26条は、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 届出義務

法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとしている。

(4) 指導・指示

法27条1項は、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができるとしている。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第11・2・(1)は、保護受給中の者については、随時、助言、指導を行うほか、特に必要に応じて法27条による指導指示を行う場合の1つとして、次官通知第8・1による収入に関する申告及び局長通知第3による資産に関する申告を行わない場合（局長通知第11・2・(1)・キ）を挙げる。

(5) 指導・指示に従わない場合の取扱基準

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第11・1は、被保護者が書面による法27条の規定による指導指示に従わない場合の取扱いの基準を示している。被保護者が書面による指導指示に従わない場合には、必要と認められるときは、法62条の規定により、所定の手続を経たうえ、保護の変更、停止又は廃止を行うこととなるが、当該

要保護者の状況によりなお効果が期待されるときは、これらの処分を行うに先立ち、再度、法27条により書面による指導指示を行うこととしている。この場合において、保護の変更、停止又は廃止のうちいずれを適用するかについては、次の基準によるとしている。

ア 当該指導指示の内容が比較的軽微な場合は、その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行うこと。

イ アによることが適当でない場合は保護を停止することとし、当該被保護者が指導指示に従ったとき、又は事情の変更により指導指示を必要とした事由がなくなったときは、停止を解除すること。なお、保護を停止した後においても引き続き指導指示に従わないでいる場合には、さらに書面による指導指示を行うこととし、これによってもなお従わない場合は、法62条の規定により所定の手続を経たうえ、保護を廃止すること。

ウ イの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は保護を廃止すること。

(ア) 最近1年以内において当該指導指示違反のほかに、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき。

(イ) 法78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(ウ) 保護の停止を行うことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。

(6) 指導指示義務違反に伴う保護の停止・廃止、弁明の機会

法62条1項は、被保護者は、保護の実施機関が、法27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならないとしている。

同条3項は、保護の実施機関は、被保護者が同条1項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができるとしている。

同条4項は、保護の実施機関は、同条3項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならないとし、この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならないとしている。

2 本件処分についての検討

(1) 事実の整理・認定

これを本件についてみると、次の各事実が認められる。

ア 処分庁は、請求人が、令和2年2月分から令和3年8月分までは〇〇銀行において、同年10月分からは〇〇信用金庫において、未申告の年金を受領していたこと、〇〇信用金庫の普通預金に未申告の1,235,950円を有していることを把握したため、〇〇銀行（保護費の受取口座）、〇〇銀行及び〇〇信用金庫の通帳等の挙証資料を来所して提示することを指示した（本件指示1）。

しかし、請求人は、収入として厚生年金45,899円があること、資産として現金700円及び〇〇銀行の3,390円の預金があることは申告したが、〇〇銀行及び〇〇信用金庫については申告しなかった。

イ その後、処分庁は、法29条の規定に基づく調査の結果、請求人が、〇〇銀行の普通預金に未申告の86,185円を有していること、〇〇銀行から〇〇信用金庫に1,237,960円を移したことを把握したため、年金受給の状況を確認する照会文書を2回にわたり請求人に送付したところ、その回答が十分でなかったため、ケース診断会議を経て、①〇〇銀行、〇〇銀行、〇〇銀行及び〇〇信用金庫を含む全ての記帳済通帳並びに年金証書を来所又は郵送にて提示すること、②〇〇信用金庫にあった1,236,982円は費消したとの主張を裏付ける挙証資料を来所又は郵送にて提示することを指示した（本件指示2）。

しかし、請求人は、本件指示2を履行しなかった。

ウ　そこで、処分庁は、請求人の保護を停止する予定であることを前提として、事前に、日時、場所及び処分を行おうとする理由を付した通知書により通知した上で、請求人に弁明機会を付与し、当日、請求人から体調不良の申出があったため日時を延期したものの、請求人は、弁明機会の延期後の日時に来所しなかった。そのため、処分庁は、延期後の弁明機会の日（令和3年3月1日）をもって請求人の保護を停止した（本件処分1）。

エ　処分庁は、本件指示2と同様の指示を改めて行ったが（本件指示3）、請求人は、本件指示3を履行しなかった。

オ　そこで、処分庁は、請求人の保護を廃止する予定であることを前提として、事前に、日時、場所及び処分を行おうとする理由を付した通知書により通知した上で、請求人に弁明機会を付与したが、請求人は来所しなかった。そのため、処分庁は、弁明機会の日（令和3年3月25日）をもって請求人の保護を廃止した（本件処分2）。

(2) 審査会の判断

被保護者には、収入、支出その他生計の状況の変動についての届出義務があり（1・(3)）、被保護者が収入・資産に関する申告を行わない場合は、福祉事務所は必要に応じて法27条に基づく指導指示を行うとされ（同・(4)）、被保護者が書面による指導指示に従わない場合には、保護の変更、停止又は廃止を行うこととなるとされており（同・(5)）、どの処置を採るかについては、①指導指示の内容が比較的軽微である場合は保護の変更、②保護の変更によることが適当でない場合は保護の停止、③保護の停止後にも引き続き指導指示に従わない場合は更に書面による指導指示を行い、それにも従わない場合は保護の廃止とされている（同）。

また、保護の停止又は廃止に当たっては、被保護者に対して、処分をしようとする理由、弁明日時及び場所を予め通知した上で、弁明の機会を付与しなければならないとされている（同・(6)）。

そうすると、被保護者の収入及び資産の申告は保護の要否又は程度を決定するために不可欠な情報であり、それらの申告は被保

護者の義務であることから、収入及び資産の申告に係る指導指示は「比較的軽微」(同・(5))なものとはいえ、請求人は、請求人の収入及び資産の申告に係る処分庁による2回の指導指示(本件指示1及び2)を経てもそれらに従わなかったのであるから(上記(1)・ア及びイ)、処分庁が、請求人に対して所要の情報を事前に通知し弁明の機会を付与した上で(同・ウ)、請求人の保護を停止したこと(同)、違法又は不当な点は認められない。また、請求人は、保護の停止後にも引き続き指導指示に従わず、更なる書面による指導指示(本件指示3)にも従わなかったのであるから(上記(1)・エ)、処分庁が、請求人に対して所要の情報を事前に通知し弁明の機会を付与した上で(同・オ)、請求人の保護を廃止したこと(同)、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件各処分は、いずれも上記1の法令等の定めに従って適切に行われているものであるから、取り消すべき理由はない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、本件各処分の違法性又は不当性を主張している。

しかし、本件各処分がいずれも法令等の規定に基づき適法になされた処分であることは上記2のとおりであるから、請求人の主張を採用することはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分のいずれにも違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一